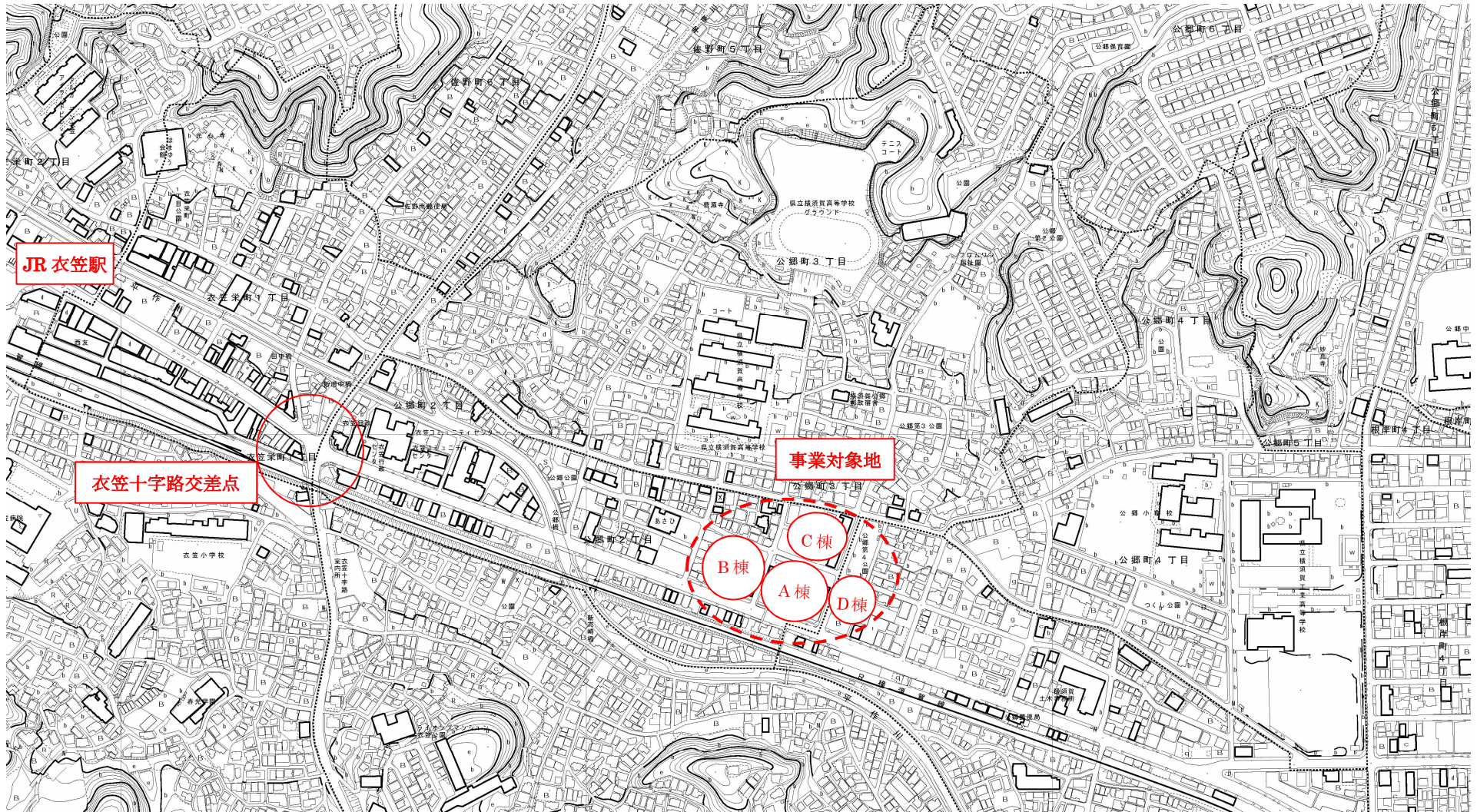
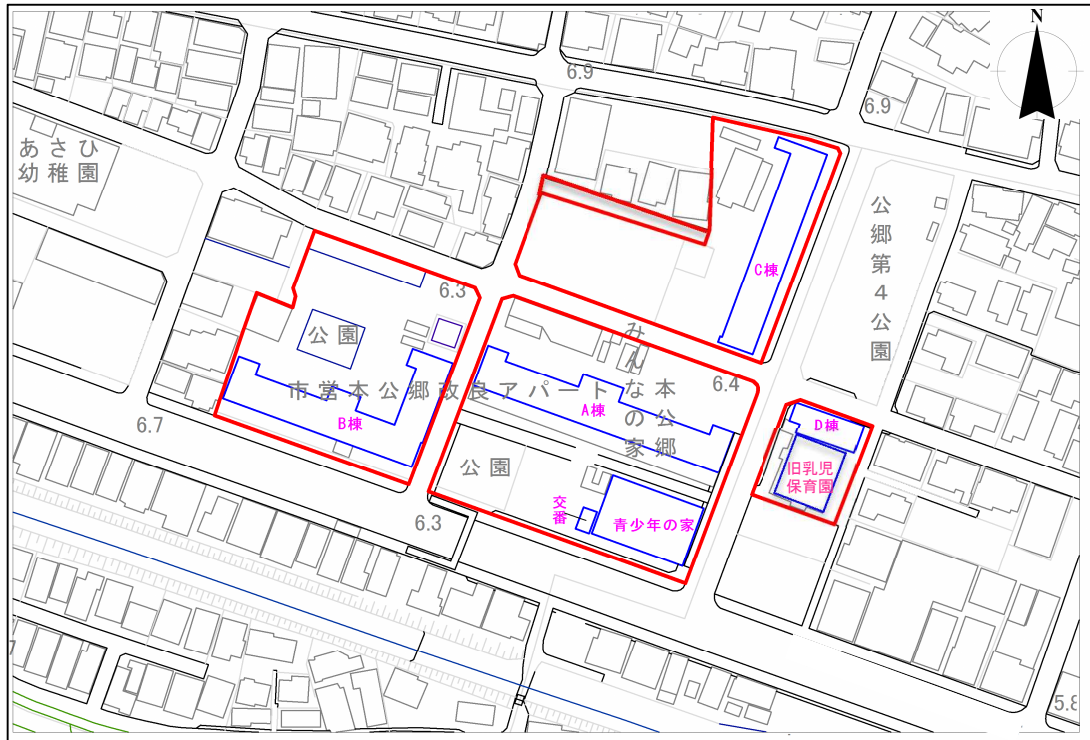


添付資料1_事業対象地 位置図



添付資料 2_事業対象地 既存住宅等配置図及び既存住棟の入居・空室状況

1. 事業対象地 既存住宅等配置図



図表 1 A棟（東側から）



図表 2 A棟（南側の市道から）



図表 3 B棟（東南側の市道から）



B棟（南側の市道から）



図表 4 C棟（南側から）



図表 5 D棟（南側から）



図表 6 交番（南側の市道から）



図表 7 本公郷青少年の家（みんなの家）（正面の南側から）



2. 既存住棟の入居・空室状況

本公郷改良アパート入居者データ(平成 29 年 10 月 1 日現在)

年齢構成					
年齢	入居者数				
	A棟	B棟	C棟	D棟	計
0 歳～9 歳	6	1	0	0	7
10 歳～19 歳	6	4	1	0	11
20 歳～29 歳	5	4	0	0	9
30 歳～39 歳	6	2	3	0	11
40 歳～49 歳	11	10	12	0	33
50 歳～59 歳	14	13	6	1	34
60 歳～69 歳	22	15	29	0	66
70 歳～79 歳	42	27	21	7	97
80 歳～89 歳	41	16	22	2	81
90 歳～99 歳	5	6	4	0	15
100 歳以上	0	0	0	0	0
合 計	158	98	98	10	364

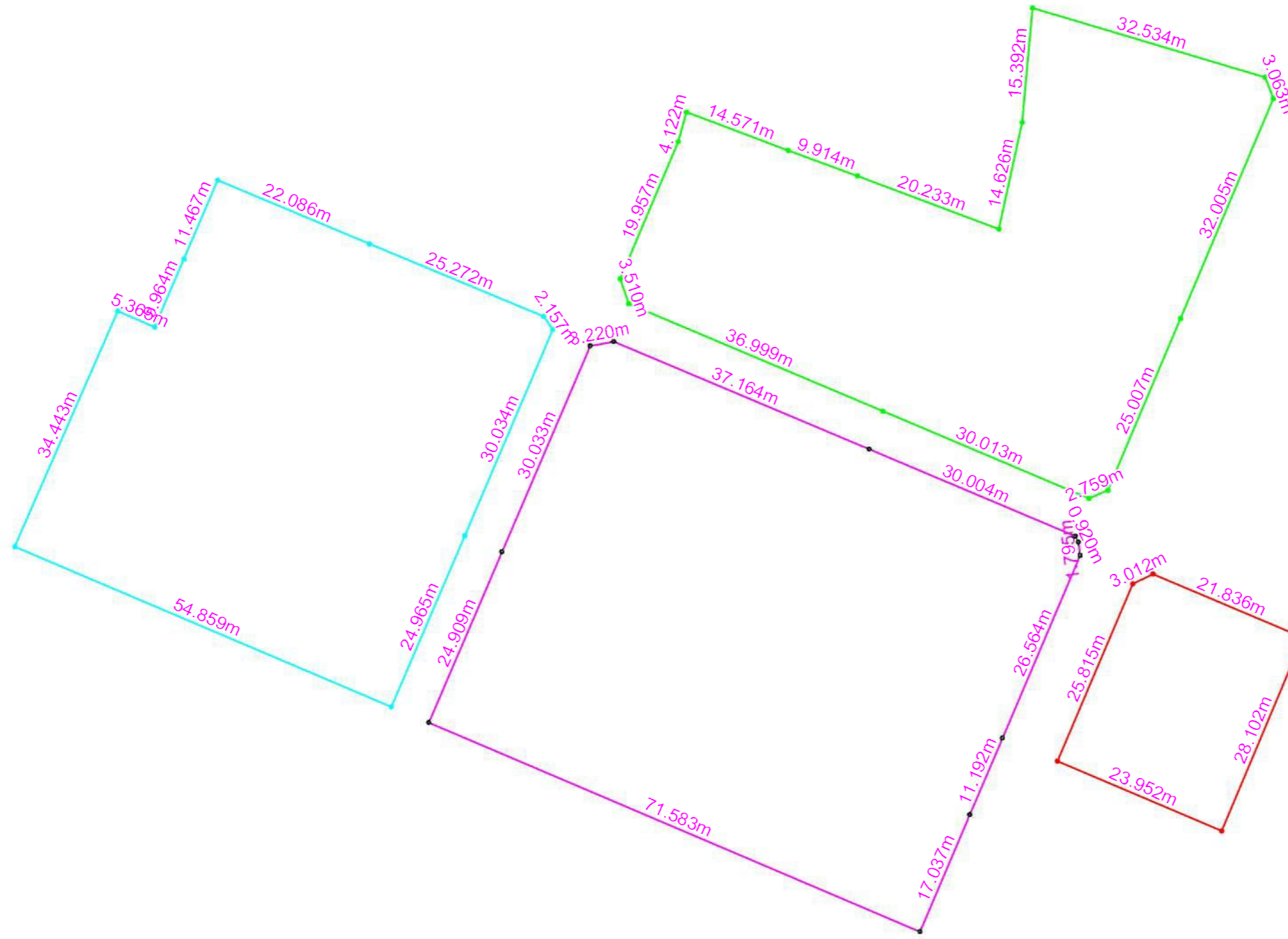
※身体障害者の割合（1 級から 6 級）の割合：約 11%

世帯構成					
世帯	世帯数				
	A棟	B棟	C棟	D棟	計
1 人世帯	77	50	48	10	185
2 人世帯	26	14	16	0	56
3 人世帯	5	3	6	0	14
4 人世帯	0	3	0	0	3
5 人世帯	0	0	0	0	0
6 人世帯	1	0	0	0	1
7 人世帯	0	0	0	0	0
8 人世帯	1	0	0	0	1
合 計	110	70	70	10	260

空室状況

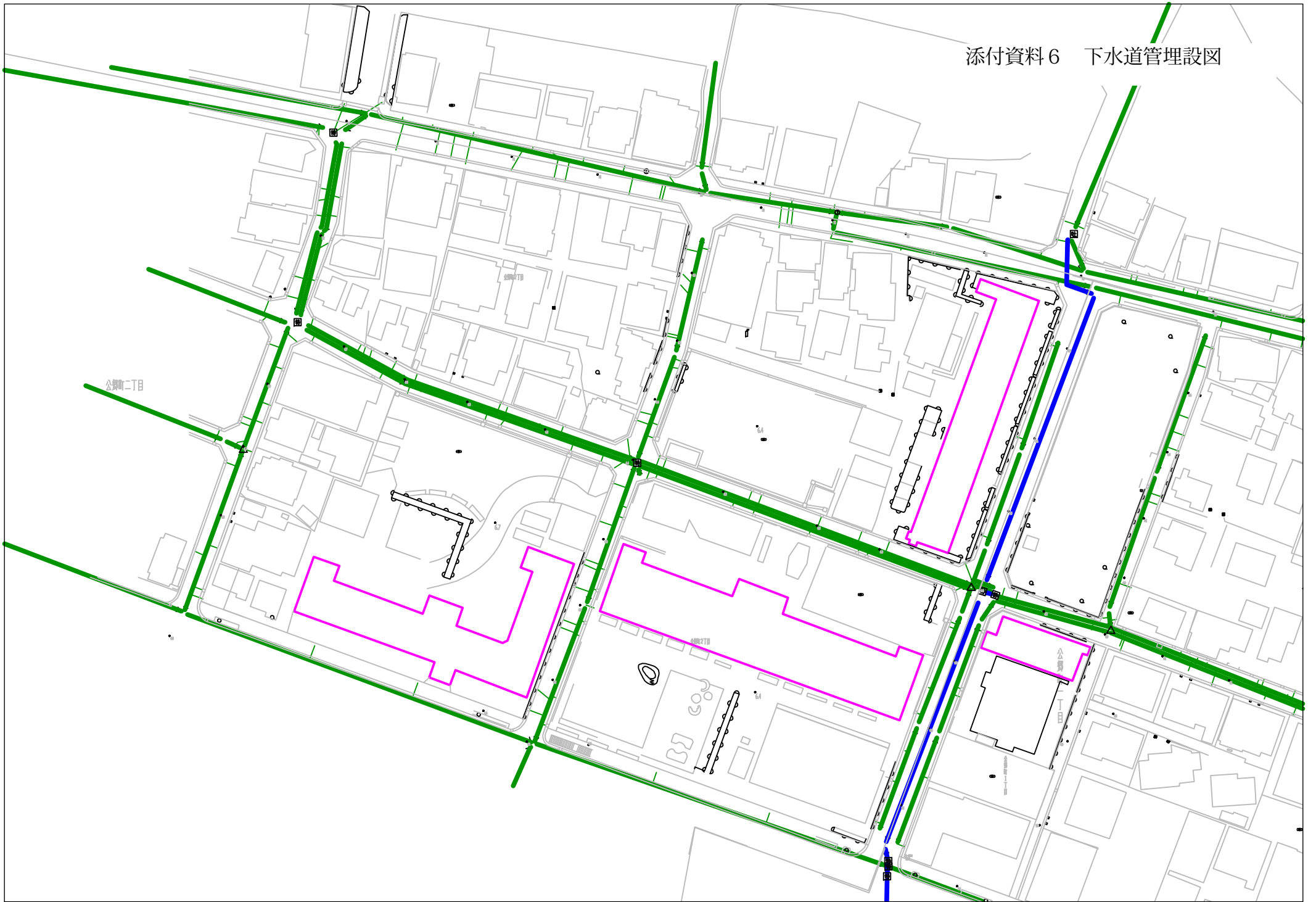
	A棟	B棟	C棟	D棟	計
入居数※	110 世帯	70 世帯	70 世帯	10 世帯	260 世帯
管理戸数	140 戸	88 戸	90 戸	12 戸	330 戸
空室数	30 戸	18 戸	20 戸	2 戸	70 戸
入居率	78.57%	79.55%	77.78%	83.30%	78.79%

※入居数は平成 29 年 10 月 1 日現在

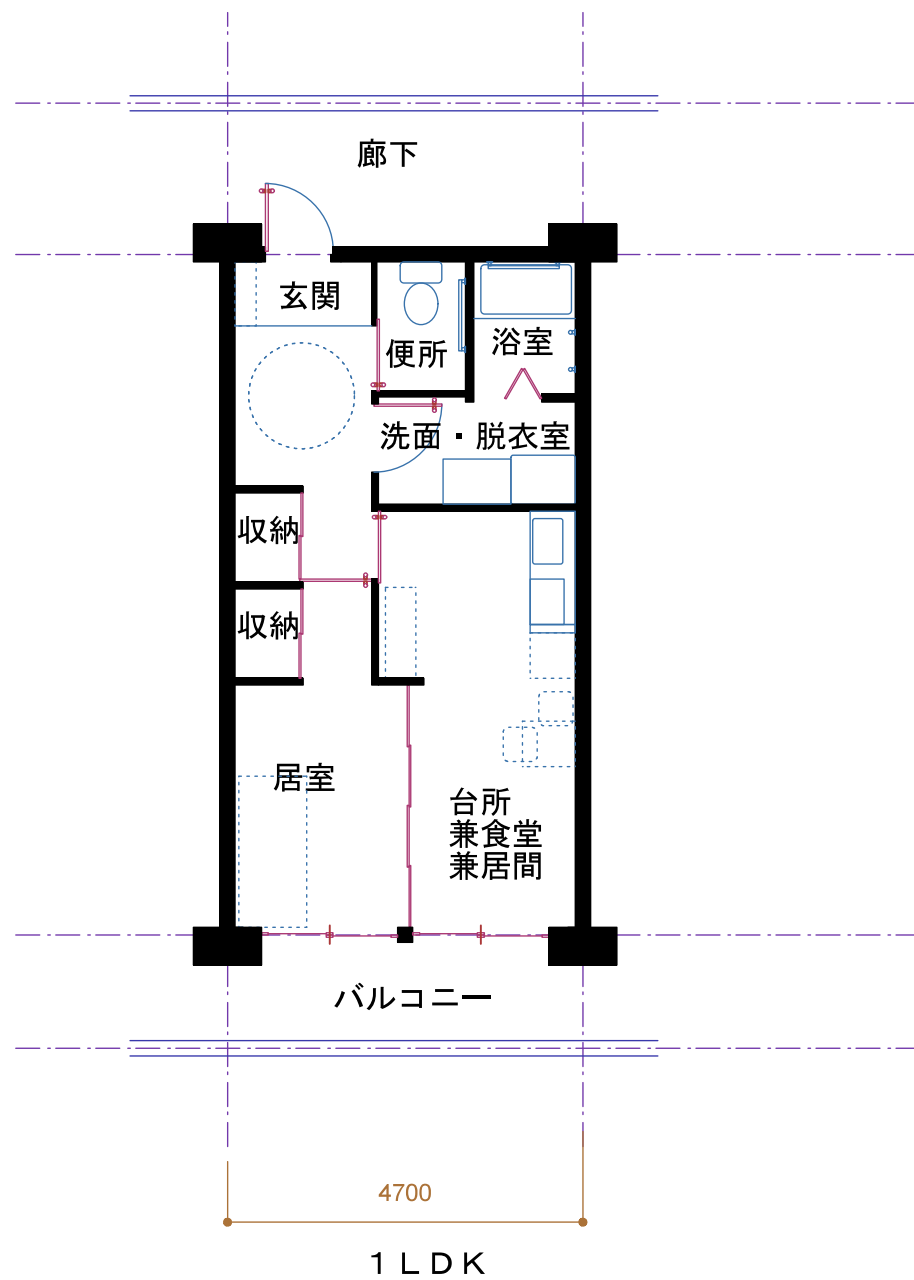
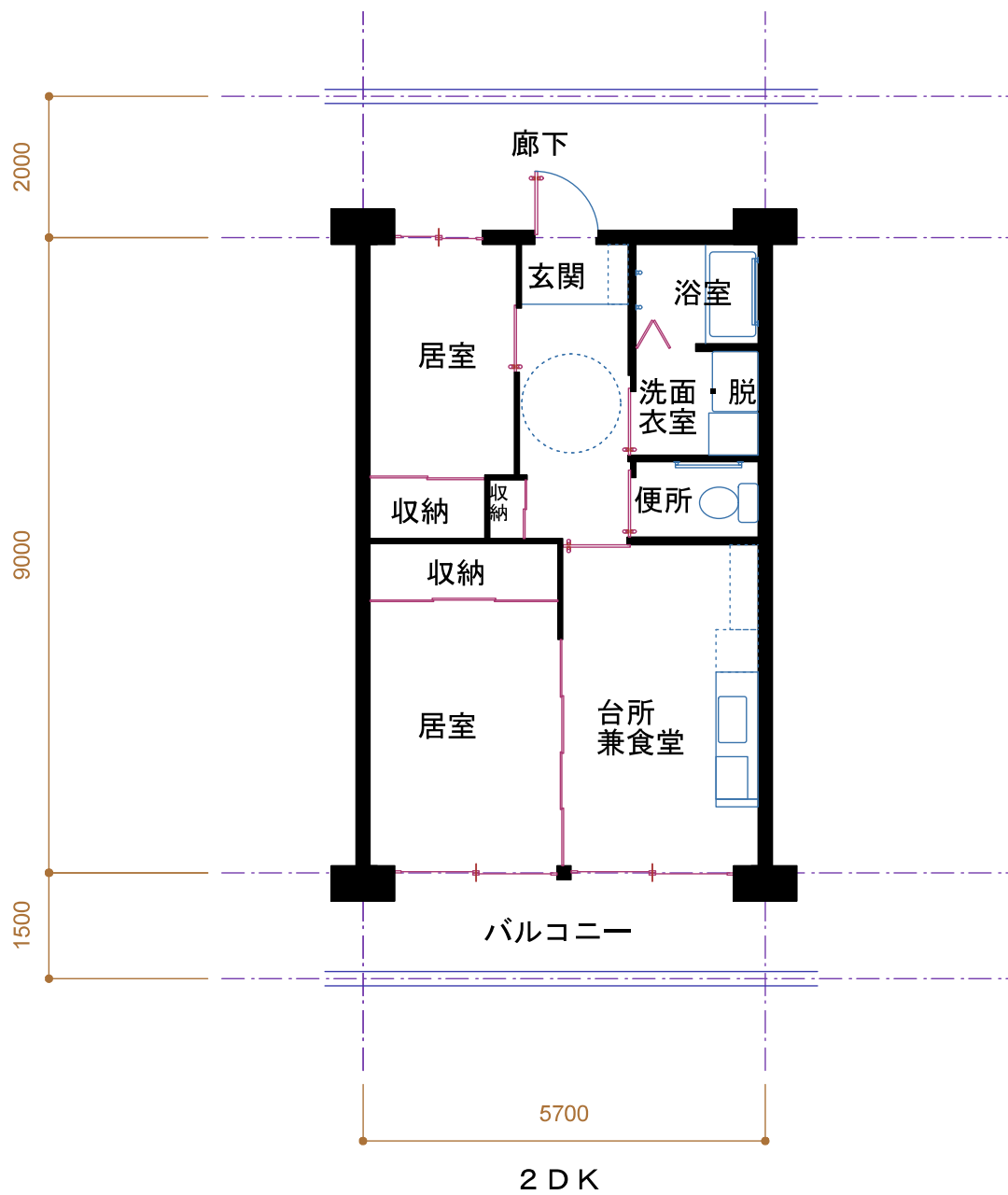


昭和61年の求積図を復元

添付資料6 下水道管理設図



添付資料 8 更新住宅住戸プラン参考図



本公郷改良アパート 吹付け材アスベスト含有調査結果

A棟	セラスキン吹付	外壁 ポンプ室
	蛭石吸音材吹付	集会室天井 室内天井(和室、台所、玄関、便所)
	塗材吹付(設計書では蛭石吸音材だが、分析の結果蛭石ではなかった。)	エレベーターホール天井 階段B(中央)天井
	アクリルリシン吹付	階段A(東西) 軒裏 室内浴室
	色セメント吹付	店舗付き住居の店舗部分の天井

B棟	セラスキン吹付	外壁
	防水系リシン吹付	軒裏 入口ホール天井 A、C階段(共通)天井 B階段天井 廊下天井(共用部分)
	色セメント吹付	エレベーターホール天井 変電室天井 エレベーター機械室天井 5、7階建浴室天井
	蛭石吸音材吹付	室内天井(和室、台所、玄関、便所) 集会所天井(和室、洋室)

C棟	セラスキン吹付	外壁
	蛭石吸音材吹付	室内天井(和室、台所、玄関、便所)
	アクリルリシン吹付	軒裏 浴室

D棟 乳児園	セラスキン吹付	外壁 バルコニー
	アクリルリシン吹付	軒裏 庇
	蛭石吸音材吹付	室内天井(和室、台所、玄関、便所)
	色セメント吹付	ポンプ室天井 浴室天井
	防水リシン吹付	階段天井 廊下天井(共用部分)
	吸音材吹付(乳児園)	倉庫A

※下線はアスベスト調査を実施(サンプルを採取)した箇所

※赤字はアスベストを0.1%以上含有すると判定された材料

横須賀市営住宅室内空気環境調査要領

1 化学物質の室内濃度測定

工事終了後、建築物に関する完了検査の前までに化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が、厚生労働省が公表している濃度指針値以下であることを確認し、市が定めた様式により報告すること。

(1) 測定物質

- ア ホルムアルデヒド
- イ アセトアルデヒド
- ウ トルエン
- エ キシレン
- オ エチルベンゼン
- カ スチレン

(2) 測定住戸数

建設戸数の1割以上で、各住戸の居室とすること。

(3) 採取条件

品確法に基づく評価方法基準（平成21年国土交通省告示第354号。以下「評価方法基準」という。）第5の6の6-3の（3）のイに定める採取条件によること。

(4) 測定方法

- ・ 品確法に基づく評価方法基準第5の6の6-3の（3）のロに定める測定方法によること。
- ・ 採取年月日等の採取内容及び採取条件の記録以下について記録し、市に報告すること。

- (7) 測定物質の名称
- (イ) 測定物質の濃度
- (ウ) 測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称
- (エ) 採取を行った年月日
- (オ) 採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻
- (カ) 内装仕上げ工事を完了した年月日
- (キ) 空気を採取した居室の名称
- (ク) 採取中の室温又は平均の室温
- (ケ) 採取中の相対湿度又は平均の相対湿度
- (コ) 採取中の天候及び日照の状況
- (サ) 採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況
- (シ) その他測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすもの

※ 厚生労働省が公表している測定物質の濃度指針値

・ ホルムアルデヒド	:	100 μ g / m ³ (25°C換算で0. 08 p p m)
・ アセトアルデヒド	:	48 μ g / m ³ (25°C換算で0. 03 p p m)
・ トルエン	:	260 μ g / m ³ (25°C換算で0. 07 p p m)
・ キシレン	:	870 μ g / m ³ (25°C換算で0. 20 p p m)
・ エチルベンゼン	:	3800 μ g / m ³ (25°C換算で0. 88 p p m)
・ スチレン	:	220 μ g / m ³ (25°C換算で0. 05 p p m)